



2020年11月18日
九州電力送配電株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う託送料金・電気料金の特別措置を拡大します — 支払期日等の延長対象を2020年12月分まで拡大 —

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響で料金のお支払いにお困りの方からお申し出があった場合は、料金のお支払い期限を延長する等の対応を行っております。

(2020年3月19日、4月24日、5月13日、6月24日、7月20日、8月6日、9月2日、10月14日 お知らせ済み)

引き続き、国や地方自治体を中心に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の維持の両立を図っている状況を踏まえ、新たに2020年12月分を対象とする等、特別措置の対象を拡大することとしましたので、お知らせいたします。

なお、本特別措置の実施にあたり、2020年11月13日に「託送供給等約款以外の供給条件」および「離島供給約款以外の供給条件」を経済産業大臣に申請し、本日、認可（承認）を受けました。

見直し後の特別措置の内容は以下のとおりです。

<当社と託送供給等契約を締結している小売電気事業者さま>

1. 特別措置の対象

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に料金のお支払いが困難となった電気の利用者を需要者とする供給地点に係る接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金

2. 特別措置の内容

2020年3月分から2020年12月分の料金算定日を以下のとおり延長します。

2020年3月から8月料金計算分	: 5か月間延長
2020年9月料金計算分	: 4か月間延長
2020年10月料金計算分	: 3か月間延長
2020年11月料金計算分	: 2か月間延長
2020年12月料金計算分	: 1か月間延長

※ 3月料金計算分は、料金算定日が3月19日以降のものに限ります。

3. 特別措置のお申込み方法

当社のネットワークサービスセンターまでお申込みください。

<当社と電気のご契約をいただいている離島のお客さま>

1. 特別措置の対象

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に料金のお支払いが困難となったお客さま

2. 特別措置の内容

2020年3月分から2020年12月分料金の支払期日を以下のとおり延長します。

2020年3月分から8月分料金：5か月間延長

2020年9月分料金：4か月間延長

2020年10月分料金：3か月間延長

2020年11月分料金：2か月間延長

2020年12月分料金：1か月間延長

※ 3月分は、検針日が3月19日以降のものに限ります。

3. 特別措置のお申込み方法

最寄りの当社配電事業所まで、お電話にてお申込みください。

事業所名	所在地	電話番号
福岡西配電事業所	福岡県福岡市西区姪浜駅南一丁目9番20号	0120-986-929
対馬配電事業所	長崎県対馬市厳原町東里61番地2	0120-986-201
壱岐配電事業所	長崎県壱岐市芦辺町諸吉大石触427番地4	0120-986-202
川内配電事業所	鹿児島県薩摩川内市西向田町6番26号	0120-986-966
鹿児島配電事業所	鹿児島県鹿児島市与次郎二丁目6番16号	0120-986-968
熊毛配電事業所	鹿児島県西之表市鴨女町211番地1	0120-986-807
奄美配電事業所	鹿児島県奄美市名瀬長浜町6番1号	0120-986-808

以上



「快適で、そして環境にやさしい」
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。
それが、私たち九電グループの思いです。